

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

|             |                            |                                  |               |
|-------------|----------------------------|----------------------------------|---------------|
| 法人格         | 団体種別                       | 認定NPO法人                          | 資金分配団体/活動支援団体 |
| 団体名         | 北海道NPOファンド                 |                                  |               |
| 郵便番号        | 0640808                    |                                  |               |
| 都道府県        | 北海道                        |                                  |               |
| 市区町村        | 札幌市中央区                     |                                  |               |
| 番地等         | 南8条西2丁目5番74 市民活動プラザ星園201号室 |                                  |               |
| 電話番号        | 011-200-0973               |                                  |               |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト                   | https://npoproject.hokkaido.jp/  |               |
|             | その他のWEBサイト<br>(SNS等)       | https://x.com/hokkaidonpofund    |               |
|             |                            | https://www.hokkaido-npofund.jp/ |               |
|             |                            |                                  |               |
| 設立年月日       | 1999/12/01                 |                                  |               |
| 法人格取得年月日    | 2002/12/17                 |                                  |               |

(2)代表者情報

|        |      |           |
|--------|------|-----------|
| 代表者(1) | フリガナ | コンノユウイチロウ |
|        | 氏名   | 今野佑一郎     |
|        | 役職   | 代表理事      |
| 代表者(2) | フリガナ |           |
|        | 氏名   |           |
|        | 役職   |           |

(3)役員

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 役員数 [人]                   | 9 |
| 理事・取締役数 [人]               | 8 |
| 評議員 [人]                   | 0 |
| 監事/監査役・会計参与数 [人]          | 1 |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 1 |

(4)職員・従業員

|                |   |
|----------------|---|
| 職員・従業員数 [人]    | 3 |
| 常勤職員・従業員数 [人]  | 2 |
| 有給 [人]         | 2 |
| 無給 [人]         | 0 |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 1 |
| 有給 [人]         | 1 |
| 無給 [人]         |   |
| 事務局体制の備考       |   |

## (5) 会員

|                     |    |
|---------------------|----|
| 団体会員数 [団体数]         | 0  |
| 団体正会員 [団体数]         | 0  |
| 団体その他会員 [団体数]       |    |
| 個人会員・ボランティア数        | 11 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] |    |
| 個人正会員 [人]           | 11 |
| 個人その他会員 [人]         |    |

## (6) 資金管理体制

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | - |
| 決済責任者 氏名/勤務形態           |   |
| 通帳管理者 氏名/勤務形態           |   |
| 経理担当者 氏名/勤務形態           |   |

## (7) 監査

|                |         |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 内部監査で実施 |
|----------------|---------|

## (8) 組織評価

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか | 受けている   |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください          | 2023年8月 日本非営利組織評価センター。ベーシックガバナンスチェック<br><a href="https://jcne.or.jp/org/n2020e0164/">https://jcne.or.jp/org/n2020e0164/</a> |

## (9) その他

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

## (10) 助成を行った実績

|                   |  |
|-------------------|--|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | あり   |
| 申請前年度の助成件数 [件]    | 35   |
| 申請前年度の助成総額 [円]    | 37,055,250   |
| 助成した事業の実績内容       | 休眠預金助成通常枠2020年度、21年度、22年度、NPOへの小額助成、ウクライナ避難者支援への助成、コロナ禍の市民活動助成、総額1000万円・人を育てる小林基金(北海道NPOの基礎づくりに尽力された、前事務局長にちなんだ基金) |

## (11) 助成を受けた実績

|                      |  |
|----------------------|--|
| 今までに助成を受けて行っている事業の実績 | あり   |
| 助成を受けた事業の実績内容        | 2018-20 日本郵便年賀寄付助成「社会的インパクト評価促進事業」<br>2018, 19市民社会創造ファンドより「市民ファンド推進プログラム助成事業」を受けて新基金開発に取り組む。 |



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

|             |                           |                      |               |
|-------------|---------------------------|----------------------|---------------|
| 法人格         | 団体種別                      | 株式会社（有限会社を含む）        | 資金分配団体/活動支援団体 |
| 団体名         | 株式会社らっく                   |                      |               |
| 郵便番号        | 001-0021                  |                      |               |
| 都道府県        | 北海道                       |                      |               |
| 市区町村        | 札幌市北区                     |                      |               |
| 番地等         | 北21条西5条2番20号 ヴァンヴェール401号室 |                      |               |
| 電話番号        | 011-600-0634              |                      |               |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト                  | https://rac-rac.org/ |               |
|             | その他のWEBサイト<br>(SNS等)      |                      |               |
|             |                           |                      |               |
| 設立年月日       | 2024/04/08                |                      |               |
| 法人格取得年月日    |                           |                      |               |

(2)代表者情報

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 代表者(1) | フリガナ | トミタ サトシ |
|        | 氏名   | 富田 訓    |
|        | 役職   | 代表取締役   |
| 代表者(2) | フリガナ |         |
|        | 氏名   |         |
|        | 役職   |         |

(3)役員

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 役員数 [人]                   | 3 |
| 理事・取締役数 [人]               | 3 |
| 評議員 [人]                   |   |
| 監事/監査役・会計参与数 [人]          |   |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] |   |

(4)職員・従業員

|                |   |
|----------------|---|
| 職員・従業員数 [人]    | 4 |
| 常勤職員・従業員数 [人]  | 4 |
| 有給 [人]         | 1 |
| 無給 [人]         | 3 |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 0 |
| 有給 [人]         | 0 |
| 無給 [人]         | 0 |
| 事務局体制の備考       |   |

(5)会員

|                     |   |
|---------------------|---|
| 団体会員数 [団体数]         | 0 |
| 団体正会員 [団体数]         |   |
| 団体その他会員 [団体数]       |   |
| 個人会員・ボランティア数        | 0 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] |   |
| 個人正会員 [人]           |   |
| 個人その他会員 [人]         |   |

(6)資金管理体制

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | - |
| 決済責任者 氏名/勤務形態           |   |
| 通帳管理者 氏名/勤務形態           |   |
| 経理担当者 氏名/勤務形態           |   |

(7)監査

|                |         |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 内部監査で実施 |
|----------------|---------|

(8)組織評価

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか | 受けている   |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください          | JAPHICマーク認証 2024年11月<br><a href="https://japhic.or.jp/j_mark/">https://japhic.or.jp/j_mark/</a> |

(9)その他

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

(10)助成を行った実績

|                   |    |
|-------------------|----|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | なし |
| 申請前年度の助成件数 [件]    |    |
| 申請前年度の助成総額 [円]    |    |
| 助成した事業の実績内容       |    |

(11)助成を受けた実績

|                      |  |
|----------------------|--|
| 今までに助成を受けて行っている事業の実績 |  |
| 助成を受けた事業の実績内容        |  |







## 規程類確認書

|       |   |
|-------|---|
| 申請団体名 | 認定NPO法人北海道NPOファンド   |
| 申請事業名 | 親サポ×就労プロジェクト 子どもと親のサステナブルサポート～不登校児の親の孤立・孤独を防ぐ<br>持続可能な就労サポート～ |

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

| 貴団体は規程類をお持ちですか？   |   | はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>                              |
|---|---|--|
| 「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？  |   | はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>                              |
| HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。<br><small>※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください</small> |   | URL: <a href="https://nproproject.hokkaido.jp/about/">https://nproproject.hokkaido.jp/about/</a> |
| No.   | 規程類の名称<br><small>※「参考：規程類の例」をご参照ください<br/>※入力セルが足りない場合は、追加してください</small> | 備考<br><small>※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください</small>                           |
| 1   | 役員報酬規程  |  |
| 2   | ガバナンス・コンプライアンス規程  |  |
| 3   | 休眠預金等活用法事業に関わるハラスメント規程  |  |
| 4   | リスク管理規程   |  |
| 5   | 情報公開規程  |  |
| 6   | 事務局規程   |  |
| 7   | 文書管理規程  |  |
| 8   | 監事監査規程  |  |
| 9   | 経理規程  |  |
| 10  | 理事職務規程  |  |
| 11  |   |  |
| 12  |   |  |
| 13  |   |  |
| 14  |   |  |
| 15  |   |  |
| 16  |   |  |
| 17  |   |  |
| 18  |   |  |
| 19  |   |  |
| 20  |   |  |

## 規程類確認書

|       |   |
|-------|---|
| 申請団体名 | 株式会社らっく   |
| 申請事業名 | 親サポ×就労プロジェクト 子どもと親のサステナブルサポート～不登校児の親の孤立・孤独を防ぐ持続可能な就労サポート～ |

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

| 貴団体は規程類をお持ちですか？   |   | はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>          |
|---|---|--|
| 「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？  |   | はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>          |
| HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。<br><small>※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください</small> |   | URL: <a href="https://rac-rac.org/privacy/">https://rac-rac.org/privacy/</a> |
| No.   | 規程類の名称<br><small>※「参考:規程類の例」をご参照ください<br/>※入力セルが足りない場合は、追加してください</small> | 備考<br><small>※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください</small>       |
| 1   | 個人情報及び特定個人情報保護方針  |  |
| 2   | 個人情報及び特定個人情報等の取扱いについて   |  |
| 3   |   |  |
| 4   |   |  |
| 5   |   |  |
| 6   |   |  |
| 7   |   |  |
| 8   |   |  |
| 9   |   |  |
| 10  |   |  |
| 11  |   |  |
| 12  |   |  |
| 13  |   |  |
| 14  |   |  |
| 15  |   |  |
| 16  |   |  |
| 17  |   |  |
| 18  |   |  |
| 19  |   |  |
| 20  |   |  |

# 特定非営利活動法人 北海道NPOファンド 定 款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法人は、市民、企業等から広く資金等の資源を募り、市民による自発的な公益活動を実践する市民活動団体（NPO）への助成事業及び、持続可能な地域社会の仕組みづくりに資する活動を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道NPOファンドと称する。

### (事業)

第3条 この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表19号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動団体（NPO）への助成支援
- ② 市民活動団体（NPO）への助成支援に関する情報収集及び調査研究
- ③ 寄付文化を醸成するための活動
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

- ① 物品の販売及び斡旋
- ② 役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

### (事務所)

第4条 この法人の事務所は、札幌市に置く。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(入会及び会費)

第6条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失、退会、除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条

この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事 10名以内

3 監事 2名以内

4 理事のうち1名を代表理事とする。その選任の方法は、理事の互選とする。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

6 他の同一の団体の理事又はその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

#### (役員職務)

第 10 条 代表理事は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 理事は、業務を執行する。

3 監事は、法第 18 条に定める職務を行う。

4 役員職務に関する事項については、法又はこの定款に定めるものの他、理事会の決議によって定める。

#### (役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に係らず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第 12 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。

#### (役員報酬)

第 13 条 役員報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

### 第 4 章 総会

#### (構成及び権能)

第 14 条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算書類、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第 16 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 18 条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 ただし、正会員は、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

3 また、議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、総会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の正会員が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該正会員を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

4 総会の目的である事項について正会員及び理事会が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 19 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第17条及び18条の適用については、総会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第18条第2項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 会議の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

#### (構成及び権能)

第21条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

#### (開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、出席理事の中から選出する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

2 理事会には、電磁的方法（テレビ電話等）により出席することができる。

3 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

#### （招集）

第23条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### （定足数）

第24条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### （議決）

第25条 理事会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の目的である事項について理事が提案した場合において、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

3 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

4 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別な利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

#### （表決権等）

第26条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。また、電磁的方法（テレビ電話等）により同時間に遠隔地から出席し、表決をすることができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第24条及び25条の適用については、理事会に出

席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する事とする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 会議に出席した理事の数及び出席者名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者並びに電磁的方法による出席者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第25条第2項により、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 会議の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第28条 この法人の資産は、会費、寄附金、財産から生ずる収益、事業に伴う収益その他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

(会計及び決算)

第29条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から始まり翌年9月30日に終わる。

(その他の事業の会計)

第31条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## 第7章 解散及び定款の変更

(解散)

第32条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の変更については、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

## 第8章 雑則

(公告)

第34条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載する。

(雑則)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、成立の日から2003年9月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年9月30日までとする。
- 5 この定款は、2004年3月5日より改訂、施行する。
- 6 この定款は、2011年3月18日より改訂、施行する。
- 7 この定款は、2013年4月11日より改訂、施行する。
- 8 この定款は、2017年12月11日より改訂、施行する。
- 9 この定款は、認証の日（2019年3月14日）より施行する。
- 10 この定款は、認証の日(2021年2月2日)より施行する。
- 11 この定款は、認証の日(2022年3月18日)より施行する。

当法人の現行定款に相違ない。

特定非営利活動法人北海道NPOファンド

理 事 今野佑一郎

# 委任状

司法書士

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

1. 株式会社らっくの設立に際し、別紙のとおり、電磁的記録であるその原始定款の作成、認証の請求、電子定款受領に関する一切の権限
2. 電磁的記録の保存、同一情報の提供(謄本)の交付請求および受領に関する一切の権限
3. 原本還付の請求及び受領の件
4. 前記各号に附帯する一切の権限
5. 復代理人選任に関する一切の権限

以上

令和6年3月15日

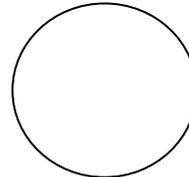
株式会社らっく

発起人

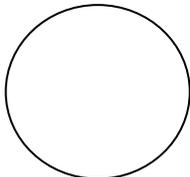
札幌市北区北二十一条西五丁目2番20号401

株式会社リペアサービス

代表取締役 富田 訓



(リペアサービス様代表印)



※ 捨印及び各ページ割印

定款  
株式会社らっく

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社らっくと称し、英文ではRAC CO., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 誰も取り残されない社会の実現に向けた多様な働き方の提供
- 2 有人チャットシステムに関わる各種サービスの提供
- 3 有人チャットシステムの販売
- 4 インターネットを利用したコンテンツの制作及びそれに関するコンサルティング業務
- 5 有料職業紹介
- 6 コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入並びにそれらに関するコンサルティング業務
- 7 テレワークに関するコンサルティング業務
- 8 各種セミナー・研修・講演などの企画、立案及び運営並びにそれらに関するコンサルティング業務
- 9 ビル、マンション、一般住宅等の委託管理、メンテナンス及び営繕工事並びに保守管理業務
- 10 上記各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認

を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、株主総会の決議により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当社の設立に際して発行する株式の数は、500株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時取締役等)

第34条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 藤岡 正明

設立時取締役 新田 信行

設立時取締役 富田 訓

設立時代表取締役 富田 訓

(発起人の名称ほか)

第35条 発起人の名称、本店所在場所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

札幌市北区北二十一条西五丁目2番20号401

発起人 株式会社リペアサービス 500株、金500万円

(法令の準拠)

第36条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社らっく設立のため発起人株式会社リペアサービスの定款作成代理人である司法書士[REDACTED]は電磁的記録をもって本定款を作成し、電子署名する。

令和6年3月13日

発起人 株式会社リペアサービス

上記発起人の定款作成代理人

司法書士



### 【法人基礎データの入力】

◎下記の□に「法人名」と「事業年度」と「前期繰越正味財産額」を入力してください。

● 法人名: □ 特定非営利活動法人 北海道NPOファンド □

● 事業年度: □ 2022 □ 年 □ 10 □ 月 □ 1 □ 日 ~ □ 2023 □ 年 □ 9 □ 月 □ 30 □ 日

※西暦で入力・表示したい場合は、「2011」年等と入力し、年号を付けて入力・表示したい場合は、「平成23」年等と入力してください。

● 前期繰越正味財産額: □ 23,886,215 □ 円 □ 0 □ 円 □ 23,886,215 □ 円

[特定非営利活動に係る事業] [その他の事業] [合計]

### 【検算】

◎上記の各シートを入力した後、下記の各数値を入力し、各数値が一致するかを確認してください。

|                  |    |                            |
|------------------|----|----------------------------|
| 活動計算書の次期繰越正味財産額: | □  | (活動計算書の一番下の数値)             |
| 貸借対照表の正味財産合計:    | □  | (貸借対照表の下から2番目の数値)          |
| 財産目録の正味財産:       | □  | (財産目録の一番下の数値)              |
| 「一致」又は「不一致」      | 一致 | (上記の全の数値が一致すれば「一致」と表記されます) |

※財務諸表のサンプルを4パターンに分けてエクセルのデータとして用意しています。

各法人の財政規模や活動内容等に応じて、それぞれの4つのパターンの各シート(活動計算書・貸借対照表注記・財産目録)を組み替えたり、科目等を追加・削除・修正するなどしてお使いください。

## 活動計算書

2022年 10月 1日 ～ 2023年 9月 30日 まで

(単位:円)

| 科 目              | 金 額               |                    |
|------------------|-------------------|--------------------|
| <b>I 経常収益</b>    |                   |                    |
| 1. 受取会費          |                   |                    |
| 受取会費             |                   | 65,000             |
| 2. 受取寄付金         |                   |                    |
| 受取寄付金            |                   | 893,187            |
| 3. 受取助成金等        |                   |                    |
| 受取助成金            |                   | 49,791,149         |
| 4. 事業収益          |                   |                    |
| 事業収益             |                   | 228,000            |
| 5. その他収益         |                   |                    |
| 受取利息             |                   | 106                |
| <b>経常収益計</b>     |                   | <b>50,977,442</b>  |
| <b>II 経常費用</b>   |                   |                    |
| 1. 事業費           |                   |                    |
| (1) 人件費          |                   |                    |
| 給料手当             | 2,895,000         |                    |
| 法定福利費            | 29,410            |                    |
| <b>人件費計</b>      | <b>2,924,410</b>  |                    |
| (2) その他経費        |                   |                    |
| 業務委託費            | 13,710,058        |                    |
| 諸 謝 金            | 490,000           |                    |
| 印刷製本費            | 32,002            |                    |
| 会 議 費            | 27,300            |                    |
| 会 場 費            | 167,270           |                    |
| 旅費交通費            | 468,332           |                    |
| 通 信 費            | 48,205            |                    |
| 消耗品 費            | 21,780            |                    |
| 地代 家賃            | 642,600           |                    |
| 租税 公課            | 1,650             |                    |
| 支払手数料            | 110,893           |                    |
| 減価償却費            | 204,305           |                    |
| 支払寄付金            | 150,000           |                    |
| 支払助成金            | 37,055,250        |                    |
| <b>その他経費計</b>    | <b>53,129,645</b> |                    |
| <b>事業費計</b>      |                   | <b>56,054,055</b>  |
| 2. 管理費           |                   |                    |
| (1) 人件費          |                   |                    |
| 人件費計             |                   | 0                  |
| (2) その他経費        |                   |                    |
| 諸 謝 金            | 35,000            |                    |
| 印刷製本費            | 7,965             |                    |
| 旅費交通費            | 17,520            |                    |
| 通 信 費            | 55,715            |                    |
| 消耗品 費            | 1,083             |                    |
| 諸 会 費            | 100,000           |                    |
| 支払手数料            | 85,394            |                    |
| <b>その他経費計</b>    | <b>302,677</b>    |                    |
| <b>管理費計</b>      |                   | <b>302,677</b>     |
| <b>経常費用計</b>     |                   | <b>56,356,732</b>  |
| <b>当期経常増減額</b>   |                   | <b>△ 5,379,290</b> |
| <b>III 経常外収益</b> |                   |                    |
| 過年度損益修正益         | 28,344            |                    |
| <b>経常外収益計</b>    |                   | <b>28,344</b>      |
| <b>IV 経常外費用</b>  |                   |                    |
| 過年度損益修正損         | 0                 |                    |
| <b>経常外費用計</b>    |                   | <b>0</b>           |
| <b>当期正味財産増減額</b> |                   | <b>△ 5,350,946</b> |
| <b>前期繰越正味財産額</b> |                   | <b>23,886,215</b>  |
| <b>次期繰越正味財産額</b> |                   | <b>18,535,269</b>  |

## 貸借対照表

2023年 9月 30日現在

(単位:円)

| 科 目               | 金 額        |                   |                   |
|-------------------|------------|-------------------|-------------------|
| <b>I 資産の部</b>     |            |                   |                   |
| <b>1. 流動資産</b>    |            |                   |                   |
| 現金                | 230,955    |                   |                   |
| 普通預金              | 91,505,474 |                   |                   |
| 未収金               | 171,238    |                   |                   |
| 仮払金               | 13,500     |                   |                   |
| <b>流動資産合計</b>     |            | <b>91,921,167</b> |                   |
| <b>2. 固定資産</b>    |            |                   |                   |
| (1)有形固定資産         |            |                   |                   |
| 什器備品              | 264,865    |                   |                   |
| (2)投資その他の資産       |            |                   |                   |
| 出資金               | 4,000,000  |                   |                   |
| <b>固定資産合計</b>     |            | <b>4,264,865</b>  |                   |
| <b>資産合計</b>       |            |                   | <b>96,186,032</b> |
| <b>II 負債の部</b>    |            |                   |                   |
| <b>1. 流動負債</b>    |            |                   |                   |
| 未払金               | 5,365,908  |                   |                   |
| 前受金               | 72,266,861 |                   |                   |
| 預り金               | 17,994     |                   |                   |
| <b>流動負債合計</b>     |            | <b>77,650,763</b> |                   |
| <b>2. 固定負債</b>    |            |                   |                   |
| <b>固定負債合計</b>     |            | <b>0</b>          |                   |
| <b>負債合計</b>       |            |                   | <b>77,650,763</b> |
| <b>III 正味財産の部</b> |            |                   |                   |
| 前期繰越正味財産          |            | 23,886,215        |                   |
| 当期正味財産増減額         |            | △ 5,350,946       |                   |
| <b>正味財産合計</b>     |            |                   | <b>18,535,269</b> |
| <b>負債及び正味財産合計</b> |            |                   | <b>96,186,032</b> |

## 財務諸表の注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に基づいて、有形固定資産は定率法で、無形固定資産は定額法で償却をしています。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、取得価額の合計額の3分の1に相当する金額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において償却する一括償却法で償却をしています。

### 2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

| 科 目              | 基金運営事業             | 休眠預金等活用事業         |                   |                  | 自主事業           | 事業部門計              | 管理部門<br>(ハンドくん基金)  | 合計 |
|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|----------------|--------------------|--------------------|----|
|                  |                    | 2020年             | 2021年             | 2022年            |                |                    |                    |    |
| <b>I 経常収益</b>    |                    |                   |                   |                  |                |                    |                    |    |
| 受取会費             | 0                  | 0                 | 0                 | 0                | 0              | 65,000             | 65,000             |    |
| 受取寄付金            | 841,156            | 0                 | 0                 | 0                | 0              | 841,156            | 893,187            |    |
| 受取助成金等           | 0                  | 25,301,351        | 20,340,458        | 4,149,340        | 0              | 49,791,149         | 49,791,149         |    |
| 事業収益             | 0                  | 0                 | 0                 | 0                | 228,000        | 228,000            | 228,000            |    |
| その他収益            | 0                  | 0                 | 0                 | 0                | 0              | 106                | 106                |    |
| <b>経常収益計</b>     | <b>841,156</b>     | <b>25,301,351</b> | <b>20,340,458</b> | <b>4,149,340</b> | <b>228,000</b> | <b>50,860,305</b>  | <b>50,977,442</b>  |    |
| <b>II 経常費用</b>   |                    |                   |                   |                  |                |                    |                    |    |
| (1) <b>人件費</b>   |                    |                   |                   |                  |                |                    |                    |    |
| 給料手当             | 0                  | 1,140,000         | 1,305,000         | 450,000          | 0              | 2,895,000          | 2,895,000          |    |
| 法定福利費            | 0                  | 29,410            | 0                 | 0                | 0              | 29,410             | 29,410             |    |
| <b>人件費計</b>      | <b>0</b>           | <b>1,169,410</b>  | <b>1,305,000</b>  | <b>450,000</b>   | <b>0</b>       | <b>2,924,410</b>   | <b>2,924,410</b>   |    |
| (2) <b>その他経費</b> |                    |                   |                   |                  |                |                    |                    |    |
| 業務委託費            | 0                  | 6,216,655         | 4,523,975         | 2,969,428        | 0              | 13,710,058         | 13,710,058         |    |
| 諸 謝 金            | 0                  | 0                 | 0                 | 490,000          | 0              | 490,000            | 525,000            |    |
| 印刷製本費            | 0                  | 0                 | 0                 | 0                | 32,002         | 32,002             | 39,967             |    |
| 会 議 費            | 0                  | 17,700            | 9,600             | 0                | 0              | 27,300             | 27,300             |    |
| 会 場 費            | 0                  | 7,550             | 6,050             | 0                | 153,670        | 167,270            | 167,270            |    |
| 旅費交通費            | 0                  | 322,404           | 145,928           | 0                | 0              | 468,332            | 485,852            |    |
| 通 信 費            | 0                  | 6,727             | 8,400             | 9,369            | 23,709         | 48,205             | 103,920            |    |
| 消耗品費             | 0                  | 0                 | 0                 | 21,780           | 0              | 21,780             | 22,863             |    |
| 地代家賃             | 0                  | 226,800           | 226,800           | 189,000          | 0              | 642,600            | 642,600            |    |
| 諸 会 費            | 0                  | 0                 | 0                 | 0                | 0              | 100,000            | 100,000            |    |
| 租税公課             | 0                  | 600               | 0                 | 1,050            | 0              | 1,650              | 1,650              |    |
| 支払手数料            | 0                  | 44,165            | 47,905            | 18,713           | 110            | 110,893            | 196,287            |    |
| 減価償却費            | 0                  | 113,630           | 90,675            | 0                | 0              | 204,305            | 204,305            |    |
| 支払寄付金            | 150,000            | 0                 | 0                 | 0                | 0              | 150,000            | 150,000            |    |
| 支払助成金            | 6,111,520          | 17,118,730        | 13,825,000        | 0                | 0              | 37,055,250         | 37,055,250         |    |
| <b>その他経費計</b>    | <b>6,261,520</b>   | <b>24,074,961</b> | <b>18,884,333</b> | <b>3,699,340</b> | <b>209,491</b> | <b>53,129,645</b>  | <b>53,432,322</b>  |    |
| <b>経常費用計</b>     | <b>6,261,520</b>   | <b>25,244,371</b> | <b>20,189,333</b> | <b>4,149,340</b> | <b>209,491</b> | <b>56,054,055</b>  | <b>56,356,732</b>  |    |
| <b>当期経常増減額</b>   | <b>△ 5,420,364</b> | <b>56,980</b>     | <b>151,125</b>    | <b>0</b>         | <b>18,509</b>  | <b>△ 5,193,750</b> | <b>△ 5,379,290</b> |    |

### 3. 【使途等が制約された寄付等の内訳】

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は18,535,269円ですが、そのうち使途が特定されている正味財産は下記の基金で使用される財産です。したがって、使途等が制約されていない正味財産は、4,911,633円です。

(単位:円)

| 内 容                          | 期首残高       | 当期増加額      | 当期減少額      | 期末残高       | 期末残高                                  |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|---------------------------------------|
| 越智基金                         | 1,771,105  | 0          | 700,000    | 1,071,105  |                                       |
| 市民活動支援基金                     | 813,294    | 12,000     | 1,200      | 824,094    |                                       |
| 市民活動支援基金特別枠                  | 1,660,178  | 0          | 1,000,000  | 660,178    |                                       |
| コープ 2018年北海道地震ボランティア<br>応援基金 | 172,831    | 0          | 172,831    | 0          | 残額を災害復興支援基金へ振替                        |
| いぶり基金                        | 0          | 0          | 0          | 0          |                                       |
| いぶり基金特別枠                     | 2,010,000  | 0          | 450,000    | 1,560,000  |                                       |
| 厚真町子ども応援基金                   | 1,600,000  | 0          | 800,000    | 800,000    |                                       |
| 子ども基金                        | 0          | 712,800    | 712,800    | 0          |                                       |
| まちのプロジェクト基金                  | 0          | 0          | 0          | 0          |                                       |
| 小林董信基金                       | 10,359,046 | 11,000     | 2,501,100  | 7,868,946  |                                       |
| 北海道災害復興支援基金                  | 476,796    | 247,652    | 150,000    | 574,448    | コープ 2018年北海道地震ボランティア応援<br>基金からの振替額を含む |
| 団体指定寄付                       | 0          | 22,222     | 22,222     | 0          |                                       |
| 休眠預金2020年度通常枠                | 56,760     | 25,301,351 | 25,244,371 | 113,740    |                                       |
| 休眠預金2021年度通常枠                | 0          | 20,340,458 | 20,189,333 | 151,125    |                                       |
| 休眠預金2022年度通常枠                | 0          | 4,149,340  | 4,149,340  | 0          |                                       |
| 合計                           | 18,920,010 | 50,796,823 | 56,093,197 | 13,623,636 |                                       |

### 4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

| 科 目          | 期首取得価額           | 取 得            | 減 少      | 期末取得価額           | 減価償却累計額        | 期末帳簿価額           |
|--------------|------------------|----------------|----------|------------------|----------------|------------------|
| (1) 有形固定資産   |                  |                |          |                  |                |                  |
| 什器備品         | 170,280          | 412,410        | 0        | 582,690          | 317,825        | 264,865          |
| (2) 投資その他の資産 |                  |                |          |                  |                |                  |
| 出資金          | 4,000,000        | 0              | 0        | 4,000,000        | 0              | 4,000,000        |
| <b>合 計</b>   | <b>4,170,280</b> | <b>412,410</b> | <b>0</b> | <b>4,582,690</b> | <b>317,825</b> | <b>4,264,865</b> |

## 財産目録

2023年 9月 30日現在

(単位:円)

| 科 目                | 金 額        |                   |                   |
|--------------------|------------|-------------------|-------------------|
| <b>I 資産の部</b>      |            |                   |                   |
| <b>1. 流動資産</b>     |            |                   |                   |
| 現金預金               |            |                   |                   |
| 手許現金               | 230,955    |                   |                   |
| 北海道労働金庫 本店         | 7,570,639  |                   |                   |
| 北洋銀行 北七条支店         | 2,235,191  |                   |                   |
| 郵便振替 ゆうちょ銀行        | 3,957,083  |                   |                   |
| 北洋銀行 薄野支店          | 209        |                   |                   |
| 北海道銀行 薄野支店         | 17,516,034 |                   |                   |
| 北海道銀行 薄野支店         | 31,735,847 |                   |                   |
| GMOあおぞらネット銀行       | 28,490,471 |                   |                   |
| 未収金                |            |                   |                   |
| 未精算諸経費             | 106,238    |                   |                   |
| 正会員会費              | 65,000     |                   |                   |
| 仮払金                |            |                   |                   |
| 住民税過払い分            | 13,500     |                   |                   |
| <b>流動資産合計</b>      |            | <b>91,921,167</b> |                   |
| <b>2. 固定資産</b>     |            |                   |                   |
| (1)有形固定資産          |            |                   |                   |
| 什器備品               |            |                   |                   |
| パソコン3台(うち1台償却済)    | 264,865    |                   |                   |
| (2)投資その他の資産        |            |                   |                   |
| 出資金                |            |                   |                   |
| NPOバンク事業組合         | 4,000,000  |                   |                   |
| <b>固定資産合計</b>      |            | <b>4,264,865</b>  |                   |
| <b>資産合計</b>        |            |                   | <b>96,186,032</b> |
| <b>II 負債の部</b>     |            |                   |                   |
| <b>1. 流動負債</b>     |            |                   |                   |
| 未払金                |            |                   |                   |
| 業務委託費(休眠預金活用関連)    | 4,990,908  |                   |                   |
| 人件費(休眠預金活用関連)      | 225,000    |                   |                   |
| その他                | 150,000    |                   |                   |
| 前受金                |            |                   |                   |
| 正会員会費              | 10,000     |                   |                   |
| 休眠預金(2020年度通常枠)助成金 | 14,447,772 |                   |                   |
| 休眠預金(2021年度通常枠)助成金 | 29,904,589 |                   |                   |
| 休眠預金(2022年度通常枠)助成金 | 27,904,500 |                   |                   |
| 預り金                |            |                   |                   |
| 源泉所得税              | 17,994     |                   |                   |
| <b>流動負債合計</b>      |            | <b>77,650,763</b> |                   |
| <b>2. 固定負債</b>     |            |                   |                   |
| <b>固定負債合計</b>      |            | <b>0</b>          |                   |
| <b>負債合計</b>        |            |                   | <b>77,650,763</b> |
| <b>正味財産</b>        |            |                   | <b>18,535,269</b> |

# 監査報告書

認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド

代表理事 今野佑一郎 殿

2023 年 12 月 12 日

認定 NPO 法人北海道 NPO ファ

監事 瀧谷 和隆

監事は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表及び活動計算書）及びその注記並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

財務諸表及びその注記並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上